

○財務省告示第二百六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年七月十九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百三十回、第三百三十一回、第三百三十二回、第三百三十三回、第三百三十四回、第三百三十五回、第三百三十六回及び第三百四十四回）、利付国庫債券（二十年）（第九十五回、第九十六回、第九十七回、第九十八回、第九十九回、第一百回、第一百一回、第一百二回、第一百三回、第一百四回、第一百五回、第一百六回、第一百七回、第一百八回、第一百九回、第二百回、第二百零一回、第二百零二回、第二百零三回、第二百零四回、第二百零五回、第二百零六回、第二百零七回、第二百零八回、第二百零九回、第二百一十回、第二百一十一回、第二百一十二回、第二百一十三回、第二百一十四回、第二百一十五回、第二百一十六回、第二百一十七回、第二百一十八回、第二百一十九回、第二百二十回、第二百二十一回、第二百二十二回、第二百二十三回、第二百二十四回、第二百二十五回、第二百二十六回、第二百二十七回、第二百二十八回、第二百二十九回、第二百三十回）及び利付国庫債券（三十年）（第七回及び第十三回） （特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。） 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われ			

五	募入決定の	
六	発行額	
七	払込金額	
八	最低額面金	
九	振替単位	
十	発行日	
十一	発行価格	
十二	利率	
十三	経過利子	

る入札による発行
 各申込みのうち利回り格差の
 小さいものからその応募額を
 順次割り当てる。
 額面金額で五千九百七十七億
 円
 内訳（別表のとおり）
 六千八百七十億九百六十九万
 二千円
 五万円
 振替法の規定による振替口座
 簿の記載又は記録は、最低額面
 金額の整数倍の金額によるも
 のとする。
 平成三十年七月十九日
 発行対象国債ごとに、額面金額
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left[1 + \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}$$

（別表のとおり）
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に加え、次の算式によ
 り算出した金額を払込期日に
 払い込むものとする。

の額の利率の
 前号の子に
 第十号の
 経日と同日
 の発行日
 から発行日
 までの支
 払する利
 子のなる
 場合、
 365

（第十回） （第三十） （利付） （国庫債券）	（第十回） （第三十） （利付） （国庫債券）	名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額 （額面金額）
○・六%	○・八%			平成九年三月二十五日 平成九年三月二十五日	三百十億円 三百七十一億円

（別表）

十四 子
第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 - \text{利率}}$$

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成三十年七月十八日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基準とする
十八 各発行対
十九 象国債の
二十 元利回り
二十一 払場所
二十二 入札参加
二十三 払込期日

（（利 第二付 百十国 十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 四）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 三）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 回第十 三年国 百）庫 四）債 十）券	（（利 八第十 回三年 百）庫 三）債 十）券	（（利 五第十 回三年 百）庫 三）債 十）券	（（利 三第十 回三年 百）庫 三）債 十）券	（（利 二第十 回三年 百）庫 三）債 十）券
二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	○ ・ 四 %	○ ・ 四 %	○ ・ 五 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %
日年平 三成 月四 二十二	十年平 日十成 二四 月十一 二一	十年平 日十成 二四 月十一 二一	日年平 九成 月四 二十一	日年平 六成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	日年平 九成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	十年平 日十成 二三月 二十五
十六億 円	二十八億 円	十三億 円	九億 四百 四十五 円	四十七億 円	百一億 円	十三億 円	九億 八百 八十三 円	五百十三億 円	三億 円	二十三億 円

（（利 第三付 十年国 三年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 七年国 回）庫 ）債 ）券	（（利 回第二 ）百十 ）四年 ）十） ）五） ）券	回（（利 ）第二 ）百十 ）三年 ）十） ）二） ）券	（（利 回第二 ）百十 ）二年 ）十） ）八） ）券	（（利 第二付 百十年 七）庫 回）債 ）券
二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %
十年平 日十成 二四 月十 二五	日年平 五成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十五	十年平 日十成 二四 月十 二三	日年平 六成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十二
五 十 八 億 円	三 十 七 億 円	円二 千 十 九 億	百 十 四 億 円	円百 八 十 七 億	円百 九 十 六 億